

京都市人事委員会告示第2号

不利益処分についての不服申立てに関する規則第44条第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成21年2月27日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

京都府京都市山科区御陵別所町78番地の6

不服申立人 (亡)里地文平

2 公示事項

不服申立人が昭和54年6月30日付けで受けた停職1月とする懲戒処分に対して、同年8月23日付けで当委員会に提起のあった地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づく行政不服審査法による不服申立てについて、不服申立人の相続人に審理手続を受継する意思の有無及び審理継続の意思の有無を照会する文書を送付したところ、何ら意思表示がなかったことから、審理手続を受継する意思がないものと認めた。

よって、不利益処分についての不服申立てに関する規則第33条第1項に規定する不服申立人の死亡等により審査を継続することができなくなったと認める場合に該当するものと判断し、同項の規定に基づき、平成21年2月24日付けで不服申立てを棄却する旨の裁決を行った。

(人事委員会事務局調査課)